

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項目                              | 釧路市  | 釧路町   | 標茶町   | 厚岸町   | 白糠町   | 釧路総合振興局  | 釧路地方気象台  | 北海道警察釧路方面本部・各警察署  | 釧路開発建設部   | 浜中町  | 課題のまとめ  |   |
|---------------------------------|--|---|---|---|---|--|--|---|---|--|---|---|
| 対象水系                            | 春採川、星力浦川、阿寒川、庶路川、音別川、尺別川、直別川   | チヨロベツ川  | 西別川   | 尾幌川   | 庶路川、茶路川、和天別川  | 全水系  |  |   |   |  |   |   |
| 洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング |  |   |   |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告の発令の目安となる氾濫危険水位に達した時等に水位情報の通知及び周知を行っている。【水位周知河川：尾幌川、茶路川、庶路川】</li> <li>・氾濫危険水位への到達、重大な災害が発生する恐れがある場合は、河川管理者から町へホットラインで知らせる。【水位周知河川：尾幌川、茶路川、庶路川】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3時間先までの「洪水警報の危険度分布」をホームページ等で提供している。</li> <li>・6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁防災情報提供システムで提供している。</li> <li>・気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等を危険度を色分けした時系列で提供している。</li> <li>・5日先までの「警報級の可能性」を提供している。</li> </ul> |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される</li> <li>●防災情報が適切に避難勧告等の発令に繋がるよう、情報提供の内容及びタイミングを予め整理する必要がある。</li> </ul>   | A   |   |
| 避難勧告等の発令基準                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令者や、発令基準を地域防災計画に定めるほか避難勧告等の判断・伝達マニュアル（洪水編）に基づき発令することとしている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令者、発令基準を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令者、発令基準を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令者、発令基準を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令者、発令基準を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）【作成例】を提供し、自治体の作成を支援している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令基準の検討の支援を行っている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の避難勧告等の発令基準及び発令について情報収集している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多機関連携型タイムライン作成について、二級河川での展開に向けて、検討状況を情報提供している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令者、発令基準を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●現行の地域防災計画には、水位に対応した避難勧告等の発令基準や発令対象地区が明確に記載されていない。</li> <li>●防災情報が適切に避難勧告に繋がるよう、情報提供内容、避難勧告に着目したタイムラインや、避難勧告等の判断や伝達方法を予め整理することが求められる。</li> </ul>       | C |
|                                 |  |   |   |   |   |  |  |   |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災情報が適切に避難勧告に繋がるよう、情報提供内容、避難勧告に着目したタイムラインや、避難勧告等の判断や伝達方法を予め整理することが求められる。</li> </ul>   | D |
| 避難場所・避難経路                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設について地域防災計画及び避難勧告等の判断伝達マニュアル（洪水編）に定めている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水を含む災害時の避難施設について地域防災計画に定めている。</li> <li>・近年の内水被害を踏まえ、内水ハザードマップを作成し、防災意識向上のため町内全戸配布し周知している。（平成28年4月）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水を含む災害時の避難施設について地域防災計画に定めている。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年に公表された浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。【尾幌川】</li> <li>・大雨、洪水を含む災害時の避難施設について地域防災計画に定めている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年に公表された浸水想定区域図を基に、洪水ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。（令和元年10月白）</li> <li>【尾幌川】</li> <li>・上記以外の河川に関わる避難施設について地域防災計画に定めている。</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域を公表し、自治体に通知している。【水位周知河川：尾幌川（平成21年3月）茶路川（平成17年7月）庶路川（平成15年3月）】</li> <li>・想定最大規模の洪水を対象とした洪水浸水想定区域図を公表し、自治体に通知している。【水位周知河川：尾幌川（平成30年4月）茶路川（平成31年3月）庶路川（平成31年3月）】</li> <li>・水位周知河川以外の河川においても想定し得る浸水区域や浸水深など水害危険性の周知について検討中。</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の避難場所・避難経路について情報収集している。</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水を含む災害時の避難施設について地域防災計画に定めている。</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●これまで作成、配布済みの洪水ハザードマップは、今後、想定最大規模の洪水における避難場所や避難経路の検討が必要である。</li> <li>●浸水想定区域図が公表されていない河川が氾濫した場合の避難場所・避難経路の検討に苦慮することが懸念される。</li> <li>●洪水浸水想定区域図に記載された浸水深等の情報がリスクやと充分に住民等に認識されないことが懸念される。</li> <li>●避難経路が通行できない場合の予備の避難経路や避難場所の指定が不十分であり、いざという時に避難路が浸水しているなど、迅速な避難ができないことが懸念される。</li> <li>●避難経路に位置する橋が通行止めとなった場合、要配慮者利用施設などの避難に時間を要することが懸念される。</li> </ul> | E   |   |
|                                 |  |   |   |   |   |  |  |   |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難経路が通行できない場合の予備の避難経路や避難場所の指定が不十分であり、いざという時に避難路が浸水しているなど、迅速な避難ができないことが懸念される。</li> <li>●避難経路に位置する橋が通行止めとなった場合、要配慮者利用施設などの避難に時間を要することが懸念される。</li> </ul> | F |
|                                 |  |   |   |   |   |  |  |   |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難経路が通行できない場合の予備の避難経路や避難場所の指定が不十分であり、いざという時に避難路が浸水しているなど、迅速な避難ができないことが懸念される。</li> </ul>   | G |
| 住民等への情報伝達の体制や方法                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を広報車・消防車、防災行政無線、FMくしろ、ホームページ、登録制メールなどにより情報伝達している。</li> <li>・高齢者等に配慮し、FMくしろの活用のほか、固定電話やFAXを活用した避難情報の提供をしている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を防災無線・広報車・消防車、ホームページ、登録制メールなどにより情報伝達している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を防災無線・広報車・消防車、ホームページ、登録制メールなどにより情報伝達している。</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を防災行政無線・広報車・消防車などにより情報伝達している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を防災行政無線・広報車・消防車などにより情報伝達している。</li> <li>・北海道情報防災情報システム（Lアラート）にて報道（NHK）に携わっている</li> <li>・ホームページをリニューアルし、町内の気象情報、水位・雨量情報などの防災情報をまとめている（H29）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位の情報をホームページ等を通じて伝達している。</li> <li>・北海道防災情報システムの登録制メールで氾濫危険水位等に達した際に通知できるようにしている。</li> <li>【水位周知河川】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報、注意報、警報等の情報をホームページ等を通じて伝達している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に関する情報をパトカー等により広報している。</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川の防災情報により水位、雨量情報をホームページを通じて伝達している。</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高気密性住宅が多いことに加え、大雨・暴風により、音周による情報の聞き取りが困難となることが懸念される。</li> <li>●登録制メール配信メール、ホームページ、緊急速報メール等により各種防災情報を発信しているが、観光客や要配慮者へ伝えたい情報が正しく伝わっているか懸念される。</li> <li>●防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される（再掲）</li> </ul>  | H   |   |
|                                 |  |   |   |   |   |  |  |   |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される（再掲）</li> </ul>   | A |
| 防災教育及び、講習会・研修・訓練等に関する事項         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の授業や出前講座を通じた防災教育・研修等を実施している。</li> <li>・避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の取組を行っている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の取組を行っている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・標茶町内の小学生を対象に、防災・河川環境教育を実施している。</li> <li>・避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の取組を行っている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の取組を行っている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育事業を実施している。</li> <li>・避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の取組を行っている。（→中学校、養護学校で実施 H28）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難のあり方を考えることで事前の備えの重要性を学ぶため避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の普及や指導者の育成を行っている。（その他から移行）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が行う講習会・研修、学校の授業への支援</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民対象の防災講話を行っている。</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が行う講習会・研修、学校の授業への支援</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営ゲーム（HUG）北海道版の取組を行っている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の防災意識向上のため、住民対象の講習会・研修・訓練及び幼少期からの防災教育を実施・継続していくことが求められる。</li> </ul>   | I |
| 避難誘導体制                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員（消防含む）、警察官、水防団員（＝消防団員）が連携して実施する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員（消防含む）、警察官、水防団員（＝消防団員）が実施する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員（消防含む）、警察官、水防団員（＝消防団員）が実施する。</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員（消防含む）、警察官、水防団員（＝消防団員）が実施する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員（消防含む）、警察官、水防団員（＝消防団員）が実施する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員（消防含む）、警察官、水防団員（＝消防団員）が実施する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が行う講習会・研修、学校の授業への支援</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導は、各市町村、消防等防災関係機関と連携して実施する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導は、各市町村、消防等防災関係機関と連携して実施する。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●水防団員が減少傾向にあるため、想定最大規模の洪水時において避難誘導時の人員が不足することが懸念される。</li> <li>●地域防災計画には、市町職員、警察、水防団それぞれの役割が明確に規定されておらず、出動時の混乱が懸念される。</li> </ul>   | J   |   |

② 水防に関する事項

| 項目           | 釧路市  | 釧路町  | 標茶町  | 厚岸町  | 白糠町  | 釧路総合振興局  | 釧路地方気象台  | 北海道警察釧路方面本部・各警察署  | 釧路開発建設部  | 浜中町   | 課題のまとめ  |        |
|--------------|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|---|--------|
| 河川水位等に係る情報提供 | ・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団や住民に対して伝達系統図により情報伝達している。   | ・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団や住民に対して伝達系統図により情報伝達している。   |  | ・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団や住民に対して伝達系統図により情報伝達している。   | ・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団や住民に対して伝達系統図により情報伝達している。   | ・基準観測所の水位により水防警報を発表し、水位情報の通知及び周知を行っている。【水位周知河川：尾幌川、茶路川、庶路川】<br>・危機管理型水位計設置箇所の水位及び河川監視カメラの画像を川の防災情報ホームページ「川の水位情報」で公表している。<br>・その他、水位計を設置している河川について、ホームページを通じ伝達している。 | ・3時間先までの「洪水警報の危険度分布」をホームページ等で提供している。<br>・6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁防災情報提供システムで提供している。 | ・河川管理者から発表される水防警報による水位情報の通知を受ける他、川の防災情報等により、水位・雨量を情報収集している。 | ・川の防災情報により水位、雨量を通じて伝達している。<br>・危機管理型水位計設置箇所の水位及び河川監視カメラの画像を川の防災情報ホームページ「川の水位情報」で公表している。                                |   | ●河川水位、洪水予報、水防警報等の情報等、個々の水防団員への周知が不十分である。  | K      |
| 重要水防箇所       | ・道管理区間の重要水防箇所市水防計画に記載し、現地の状況を確認している。   | ・重要水防箇所は適宜、現地の状況を確認している。   |  | ・重要水防箇所は適宜、現地の状況を確認している。   | ・重要水防箇所は適宜、現地の状況を確認している。   | ・水防上特に注意が必要箇所を重要水防箇所に指定し、北海道のホームページで公表している。<br>・洪水時は基準水位に達したとき、または、下降した時点で河川巡視を行っている。  |  | ・平常時から水害危険箇所を把握し、パトロールを実施している。                              | ・大雨時など、開建関係箇所における道路等パトロールを活用し川の情報を伝達している。  |   | ●近隣住民、水防団へのリスク情報の周知が十分とは言えない。<br>●水防活動員（職員等）による水位観測時の避難を含めた安全対策が不十分である。<br>●洪水時の堤防や河川水位の状況など、河川管理者と関係自治体及び関係機関での速やかな情報共有が十分になれない懸念がある。  | L<br>M |
| 水防資機材の整備状況   | ・水防連絡協議会で毎年水防資機材の保有状況について確認している。<br>・水防資機材は、釧路市防災庁舎、湿原の風アリーナ、釧路川水防センター等に保有している。                              | ・水防連絡協議会で毎年水防資機材の保有状況について確認している。<br>・水防資機材は役場倉庫等に保有している。<br>・主要箇所土のうステーションを設置している。                           | ・水防連絡協議会で毎年水防資機材の保有状況について確認している。<br>・水防資機材は役場倉庫、標茶防災ステーション等に保有している。<br>・資材倉庫に土のう（土を入れた状態）のストックを準備している。   | ・水防資機材は役場水防倉庫に保有している。  | ・水防資機材は役場地下倉庫等に保有している。   | ・水防連絡協議会で毎年水防資機材の保有状況について確認している。<br>・水防資機材は釧路地区防災資器材備蓄センター、出張倉庫等に保有している。   |  | ・災害対策資機材を方面本部・各警察署に保有している。                                  | ・水防連絡協議会で毎年水防資機材の保有状況について確認している。<br>・水防資機材は釧路地区水防拠点、標茶防災ステーションに保有している。<br>・災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車）を水防拠点、河川防災ステーションに配置している。 | ・水防資機材は浜中町役場水防倉庫に保有している。<br>・茶内クリーンセンター横に土のう（土を入れた状態）のストックを準備している。<br>・H26から職員を対象とした土のう製作訓練を実施している。 | ●災害対策用機械は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、自治体と連携した機械訓練を実施の上で、常時、災害発生による自動体制を確保する必要がある。<br>●排水活動が多地点で行われる場合の災害対策用資機材の不足が懸念されるとともに、資機材の共有方法や相互支援の方法が確立されていない。<br>●近年、大規模洪水が発生していないことから、土のう製作をはじめとする水防資機材の使用に関する知識・技術が不十分である。 | N      |
| その他          | ・災害時の物資提供や職員派遣などについて「釧路管内8市町村防災基本協定」を締結している。<br>・大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。 | ・災害時の物資提供や職員派遣などについて「釧路管内8市町村防災基本協定」を締結している。<br>・大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。 | ・災害時の物資提供や職員派遣などについて「釧路管内8市町村防災基本協定」を締結している。<br>・自主防災組織のカバー率の向上や企業、商店街との協定を締結し、災害発生時の協力体制を整えている。<br>・大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。 | ・災害時の物資提供や職員派遣などについて「釧路管内8市町村防災基本協定」を締結している。<br>・大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。 | ・災害時の物資提供や職員派遣などについて「釧路管内8市町村防災基本協定」を締結している。<br>・大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。 | ・災害時の物資提供や職員派遣などについて「釧路管内8市町村防災基本協定」を締結している。<br>・大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。   |  | ・災害時にリエオン派遣やテックフォースによる自治体支援を実施している。                         | ・災害時にリエオン派遣や職員派遣などについて「釧路管内8市町村防災基本協定」を締結している。   |   | ●不測事態に緊急に対処できる体制を整えているが、経験したことのない洪水により、対処できる体制を越える事態も懸念される。   | O      |

現状の取組状況等【二級河川（北海道管理）】（案）（令和3年3月〇〇日）

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

| 項目               | 釧路市                                      | 釧路町                                      | 標茶町                                      | 厚岸町                                      | 白糠町                                      | 釧路総合振興局                                  | 釧路地方気象台 | 北海道警察釧路方面本部・各警察署 | 釧路開発建設部  | 浜中町   | 課題のまとめ                                   |  |   |
|------------------|--|--|--|--|--|--|---------|------------------|--|---|--|--|---|
| 排水施設、排水資機材の操作・運用 | ・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出しが可能である。 | ・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出しが可能である。 | ・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出しが可能である。 | ・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出しが可能である。 | ・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出しが可能である。 | ・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出しが可能である。 |         |                  | ・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に市町村等への貸し出しが可能である。<br>・樋門の操作点検を出水期前に実施している。【道管理河川】 | ・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に市町村等への貸し出しが可能である。<br>・水防体制強化のため、水防資機材を活用し、排水訓練を実施している。<br>・災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車）の内部掃除対策を実施している。<br>・樋門の操作点検を出水期前に実施している。 | ・水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出しが可能である。 | ●大規模浸水時に効率的に排水を行うため、関係機関の連携による排水手段の検討を行う必要がある。 | P |

④ 河川管理施設の整備に関する事項

| 項目                         | 釧路市 | 釧路町 | 標茶町 | 厚岸町 | 白糠町 | 釧路総合振興局                             | 釧路地方気象台 | 北海道警察釧路方面<br>本部・各警察署 | 釧路開発建設部 | 浜中町 | 課題のまとめ   |   |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------------------------|---------|----------------------|---------|-----|--|---|
| 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 |     |     |     |     |     | ・流下能力が不足している道管理区間において、河道掘削等を実施している。 |         |                      |         |     | ●計画断面に対し、高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。 | Q |